いきいき茨城ゆめ国体笠間市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、いきいき茨城ゆめ国体笠間市実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第74回国民体育大会において、笠間市で開催される競技会(以下「競技会」という。)の円滑な運営に必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(掌握事項)

- 第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。
 - (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
 - (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
 - (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
 - (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
 - (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
 - (6) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
 - (7) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

- 第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
 - (1) 笠間市を代表する者
 - (2) 笠間市議会を代表する者
 - (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
 - (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

- 第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。
 - (1)会長 1名
 - (2) 副会長 10 名以内
 - (3) 常任委員 50名以内
 - (4) 監事 2名

(役員の選任)

第6条 会長は、笠間市長をもって充てる。

- 2 副会長、常任委員及び監事は、委員のうちから会長が委嘱する。 (役員の職務)
- 第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

- 第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから 実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけ るそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は、辞職し たものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において 報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

- 第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

- 第10条 実行委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。
 - (1)総会
 - (2) 常任委員会
 - (3) 専門委員会

(総会)

- 第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。
- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。

- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
- (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、及び議決することができない。 ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理 人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員(代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。 (常任委員会)
- 第 12 条 常任委員会は,会長,副会長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1)総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託に関すること。
 - (3)総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は,第7項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を,必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 10 第8条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。 (専門委員会)
- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査し、及び審議し、 その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査し、及び審議し、 その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
- 4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会議の種類)

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会(以下「総会等」という。)を招集するいと まがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを 専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、 承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第 17 条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の 監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第 18 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までと する。
- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

- 第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決 を経て解散するものとする。
- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この会則は、平成29年4月17日から施行する。

(経過措置)

2 この会則の施行の際限に第74回国民体育大会笠間市準備委員会の役員,委員, 顧問及び参与である者は、いきいき茨城ゆめ国体笠間市実行委員会の役員,委員, 顧問及び参与に委嘱された者とみなす。